

保育の質の向上のための連携協力に関する協定書

国立大学法人兵庫教育大学（以下「甲」という）と兵庫県宝塚市（以下「乙」という）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携協力し、保育の質の向上に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲と乙は、次の事項について連携協力する。

- (1) 就学前教育・保育計画に関すること
- (2) 地域の専門機関との連携による教育・保育及び子育て支援に関すること
- (3) 教職員の資質能力の向上に関すること
- (4) 甲における教育研究、実習、企画実施する研修事業等に関すること
- (5) その他両者が協議して必要と認めること

(連絡調整)

第3条 前条の連携協力を円滑に進めるため、それぞれに総合窓口を設置し、甲と乙の間で定期的な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 本協定の事業実施に係る経費の負担については、甲と乙が協議して決定する。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙のいずれからも変更又は終了の申し入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後の取扱いも同様とする。

(協議)

第6条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、これを決定する。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、双方署名のうえ、各自1通を保有する。

令和 5年 4月 28日

甲 国立大学法人兵庫教育大学
学 長

加治佐 哲也

乙 兵庫県宝塚市
市 長

山崎 晴恵